

○財務省告示第三百二十二号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十五年九月十七日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十五年十月九日
 財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第三十九回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で九百四十三億二百七十五万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十五年九月十七日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・一二パーセント
十	経過利子の払込み	（一）各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した

金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{償付金額の総額} \times \frac{0.12}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十六年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.12}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十一 初期利子

十二 第二期以後の利子

十三 償還期限
 十四 償還金額
 十五 払込期日
 十六 払込場所
 十七 中途換金
 の取扱いは

平成二十八年九月十五日
 額面金額百円につき百円
 平成二十五年九月十七日
 日本銀行の本店又は支店
 中途換金の買取りは、平成二十
 六年九月十五日以後において行
 うこととし、その買取金額は、
 次の区分に応じ、それぞれの算
 式により算出した金額とする。
 (一) 平成二十六年九月十五日か
 ら平成二十七年三月十五日前
 までの間の場合

$$\frac{\text{償還金} + \text{償還利子} + \text{償還手数料}}{100} \times 79.685 \times 2 - \text{受入経過利子}$$
 なお、受入経過利子に相当す
 る金額は、次の算式により算
 出し、その算出結果に円未満
 の端数が生じた場合には切捨
 てとし、一円に満たない場合
 には一円とする。ただし、受
 入経過利子に相当する金額は、
 個人向け国債の発行等に関す
 る省令（平成十四年財務省令
 第六十八号）第四条第十二項
 に規定する受入経過利子が発
 生しない銘柄において（零と
 する（次号において同じ。））。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{}$$

(二) 平成二十七年三月十五日以

後の場合

$$\begin{aligned} & \text{償付金額} + \text{償付利率に相当する} \\ & \text{金額} - \text{利率に相当する金額} \\ & \times \frac{79.685}{100} \times 2 \end{aligned}$$

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつ
ては、当該市又は当該市の区と
する。）の区域において、災害
救助法（昭和二十二年法律第百
十八号）による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかかっ
たときには当該個人向け国債を
有する者が、平成二十六年九月
十五日前であつても、当該個人
向け国債の中途換金を請求する

ことができないものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年三月十五日から平成二十六年九月十五日前までの間の場合

$$\text{す金当} \times \frac{79.685}{100} + \text{す金当}$$
 額 + 経過利に相当する金
 額 - (利子に相当する金
 額 × 経過利に相当する金)

(二) 平成二十六年三月十五日前の場合

$$\text{す金当} + \text{経過利に相当する金}$$
 額 + (経過利に相当する金
 額 - 受入経過利に相当する金)

十九 元利金支

払場所

日本銀行